

日銀の金融政策決定会合について

2013年4月4日

<量的・質的金融緩和を導入>

日銀は4月3日および4日の両日、黒田新総裁の就任後、初となる金融政策決定会合を開催し、本日、量・質ともに次元の違う金融緩和を行うとして「量的・質的金融緩和」の導入を決定しました。これは①マネタリーベース・コントロールの採用、②長期国債買入れの拡大と年限長期化、③ETF、J-REITの買入れの拡大、④「量的・質的金融緩和」の継続という4つの政策によって構成され、日銀はそれぞれの政策について、以下のように発表しています。

<政策の内容>

①マネタリーベース・コントロールの採用

量的な金融緩和を推進する観点から、金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベースに変更し、金融市場調節方針を「マネタリーベースが年間約60~70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う」とする。

②長期国債買入れの拡大と年限長期化

イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。また、長期国債の買入れ対象を40年債を含む全ゾーンの国債とした上で、買入れの平均残存期間を、現状の3年弱から国債発行残高の平均並みの7年程度に延長する。

③ETF、J-REITの買入れの拡大

資産価格のプレミアムに働きかける観点から、ETFおよびJ-REITの保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

④「量的・質的金融緩和」の継続

「量的・質的金融緩和」は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

<「量的・質的金融緩和」に伴う対応>

同時に日銀は、「量的・質的金融緩和」を導入することに伴う対応として、①資産買入等の基金の廃止、②銀行券ルールの一時的適用停止、③市場参加者との対話の強化も決定しました。さらに、従来から行ってきた被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置について、これらの実施期間を1年延長することも併せて決定しました。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<今後の国内株式市場の見通し>

安倍政権の「三本の矢」政策の第一の矢が「大胆な金融政策」であり、その幕開けとして衆目を集める中、今回の決定がなされました。第一弾としては、十分に「大胆」であり「次元の違う」内容と言えそうです。今回の決定会合は、黒田総裁体制になって日が浅いため、新たな政策について政策委員会で広く合意を得るには時間不足との見方もあり、具体策の提示は次回の決定会合に持ち越されるのではないかと懸念も次第に強まっていたようですが、その懸念は杞憂に終わりました。市場参加者は、大胆な金融政策が単に看板だけでなく、内容を伴うものであることを認識したと考えられ、株式市場には好影響が及ぶと思われま

す。当面の株式市場は、大胆な金融政策の始動のほか、昨年度補正予算の執行による財政政策の効果発現、6月の取りまとめに向けた成長戦略の議論進展など、引き続き政策のサポートを受け、堅調に推移すると予想されます。もちろん、昨年11月の野田前首相による衆議院の解散表明以降、株式市場はすでに5割近い上昇となっていることから、高値警戒感等による一時的な調整は所々で起こる可能性はありますが、景気や企業業績など基礎的要件の改善を伴っているため、株式市場が下落基調に転じるリスクは低いと思われま

以上

株価の推移

(2012年初～2013年4月4日)



※日経平均株価(日経225)に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。同社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(出所)ブルームバーグ

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会